

住宅耐震改修等事業 補助要件簡易チェックシート

共通補助要件

(住宅耐震化補助事業は、各補助事業の要件に加えて以下の補助要件を満たす必要があります。)

- 小野市内の戸建住宅であること
- 自己の居住の用に供するものであること
- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されている住宅であること（兼用住宅や併用住宅の場合、延べ面積の半分以上が住宅であること）
- 兵庫県住宅再建共済制度に加入している、若しくは加入すること
※防災ベッド等設置事業は、家財再建共済制度でも可
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられている住宅でないこと（違反建築物でないこと）
- 枠組壁工法・丸太組工法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法で建築された住宅でないこと

住宅耐震改修計画策定費補助 補助要件

- 耐震診断又は簡易耐震診断の結果、耐震基準を満たさない（簡易耐震診断（木造）の場合、評点1.0以下）補助対象住宅を所有する者
- 小野市の市税の滞納がない者
- 策定される耐震改修計画が、耐震基準を満たす計画となっていること又は簡易耐震診断若しくは耐震診断の結果により、耐震基準を満たす構造であることを確認できること
- 建築士法（昭和23年法律第202号）第23条の登録（都道府県知事による登録）を受けた建築士による耐震診断・計画策定であること

住宅耐震改修工事費補助 補助要件

- 耐震診断又は簡易耐震診断の結果、耐震基準を満たさない（簡易耐震診断（木造）の場合、評点1.0以下）補助対象住宅を所有する者
- 補助対象住宅に係る県補助事業を受けていないこと。（一部の補助事業では過去に補助対象住宅が補助を受けていても補助対象になる場合があります。）
- 前年（1月から6月までの間に申請を行う場合にあっては前々年）の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、当該収入が1,395万円）以下である者
- 小野市の市税の滞納がない者
- 耐震改修の結果、耐震基準を満たす構造となっていること
- 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修業者登録制度又は事業者グループの登録を受け、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること

耐震改修計画・工事パッケージ型補助 補助要件

- 耐震診断又は簡易耐震診断の結果、耐震基準を満たさない（簡易耐震診断（木造）の場合、評点1.0以下）木造の補助対象住宅を所有する者
- 補助対象住宅に係る県補助事業を受けていないこと。（一部の補助事業では過去に補助対象住宅が補助を受けていても補助対象になる場合があります。）
- 前年（1月から6月までの間に申請を行う場合にあっては前々年）の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、当該収入が1,395万円）以下である者
- 小野市の市税の滞納がない者
- 耐震改修の結果、耐震基準を満たす構造となっていること
- 補助事業の対象となる工事は、事業者グループを構成する事業者で、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること

簡易耐震改修工事費補助 補助要件

- 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満若しくはIs値が0.3未満又は簡易耐震診断の結果、評点が0.7未満の補助対象住宅を所有する者
- 補助対象住宅に係る県補助事業を受けていないこと。（一部の補助事業では過去に補助対象住宅が補助を受けていても補助対象になる場合があります。）
- 前年（1月から6月までの間に申請を行う場合にあっては前々年）の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、当該収入が1,395万円）以下である者
- 小野市の市税の滞納がない者
- 建築士法（昭和23年法律第202号）第23条の登録（都道府県知事による登録）を受けた建築士による耐震診断・計画策定であること
- 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上となっていること若しくはIs値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上であること若しくはIs値が0.3以上であることが確認できること
- 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修業者登録制度又は事業者グループの登録を受け、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること

建替工事費補助 補助要件

- 耐震診断又は簡易耐震診断の結果、耐震基準を満たさない補助対象住宅の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族であること
- 建替前の住宅に係る県補助事業を受けていないこと。（一部の補助事業では過去に建替前の住宅が補助を受けていても補助対象になる場合があります。）
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅を新たに建築し、所有する者であること
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でない住宅を新たに建築し、所有する者であること
- 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、当該収入が1,395万円）以下である者
- 小野市の市税の滞納がない者

屋根軽量化工事費補助 補助要件

- 耐震診断の結果、耐震基準を満たさない（評点が0.7以上のものに限る。）又は簡易耐震診断の結果、評点が0.7以上1.0未満の木造の補助対象住宅を所有する者
- 補助対象住宅に係る県補助事業を受けていないこと。（一部の補助事業では過去に補助対象住宅が補助を受けていても補助対象になる場合があります。）
- 前年（1月から6月までの間に申請を行う場合にあっては前々年）の所得が1,200万円（給与収入のみである者にあっては、当該収入が1,395万円）以下である者
- 小野市の市税の滞納がない者
- 補助事業の対象となる耐震改修工事は、住宅改修業者登録制度又は事業者グループの登録を受け、かつ、補助実績の公表が可能である事業者との契約による工事であること

シェルター型工事費補助 補助要件

- 耐震診断又は簡易耐震診断の結果、耐震基準を満たさない補助対象住宅を所有する者
- 補助対象住宅に係る県補助事業を受けていないこと。（一部の補助事業では過去に補助対象住宅が補助を受けていても補助対象になる場合があります。）
- 所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、当該収入が1,395万円）以下である者
- 小野市の市税の滞納がない者
- 市要綱で定められた耐震シェルターを設置する工事であること

防災ベッド等設置事業 補助要件

- 耐震診断又は簡易耐震診断の結果、耐震基準を満たさない補助対象住宅に居住している者
- 補助対象住宅に係る県補助事業を受けていないこと。（一部の補助事業では過去に補助対象住宅が補助を受けていても補助対象になる場合があります。）
- 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、当該収入が1,395万円）以下である者
- 小野市の市税の滞納がない者
- 市要綱で定められた防災ベッドを設置する事業であること